

運転者も歩行者もお互いルールを学ぼう

自転車 の安全利用



2011
3
MARCH
暮らしと保障の情報誌
発行：いばらきコープ経済事業部・とちぎコープ経済センター・ちばコープ経済センター
さいたまコープ経済センター・コープとうきょう経済センター・コープにいがた経済センター

エコという面も手伝って自転車の運転者は年々増え、
全国で6909万9000人に達します^{※1}。交通事故は減少しつつありますが、交通事故全体における
自転車事故の割合は増え、2009年度では全体の交通事故の21.2%を占めています^{※2}。
運転者も歩行者も自転車のルールを学んで、道路を安全に気持ちよく利用できるようにしましょう。

※1 資料：2008年度・自転車産業振興協会 ※2 資料：警察庁・自転車安全利用の推進「自転車事故の発生状況」

心がけていますか？
自転車の
安全利用ルール



安全な自転車の乗り方をチェック

正しいものには○、誤ったものには×をつけましょう。

check
1



自転車は車と同じ、
車道を通行する。

check
2



飲酒した後、自転車に
乗ってもよい。

check
3



原則として二人乗りは
ルール違反。

check
4



話しながら並んで
通行する。

check
5



灯りがあっても夜間は
ライトをつける。

check
6



傘をさしたり、携帯電話を
使いながら運転する。

check
7



交差点では一時停止、
安全確認を守る。

check
8



歩行者を妨げるように横断
歩道を自転車で通行する。

check
9



子どもにはヘルメットを
着用させる。

答え 1○ 2× 3○ 4× 5○ 6× 7○ 8× 9○

安全な自転車の乗り方を身につけよう

平成21年度の自転車事故は全国で15万6373件発生しています。年々
交通事故全体における死亡者は減っていますが、自転車走行中の事故
による死亡者は増加しています。とくに、自転車と歩行者との対歩行者
事故は10年前の3.7倍にも達しているのです。なかでも、交差点での事
故が7割以上を占めています。

その原因は、自転車は自動車と同じ「車両」として、道路交通法という
法令のルールを守らなければならないという認識が欠けているからで

はないかとみられます。実際、道路交通法や自治体の条例違反による
事故が66.7%を占め、死亡事故に限ると74.0%を占めているのです。

自転車は手軽な移動手段であるために、歩行者と同じ感覚で走行し
がちです。道路交通法をしっかり頭に入れ、歩行者にやさしい、自分にとっ
ても安全な乗り方を身につけましょう。

※資料：警察庁・自転車安全利用の推進「自転車事故の発生状況」

自転車の乗車ルールを徹底させよう

自転車は車道の左側を走る

道路交通法では自転車は車両の一種で、「軽車両」とされています。そのため原則として、「歩道と車道の区別があるところは車道の左側」を走らなければなりません。



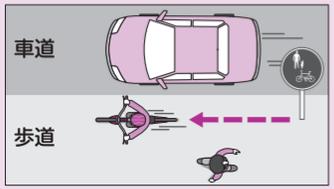
車道は右側通行禁止

【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

歩道通行ができる場合

ただし次のような場合には、歩道を走ってもかまいません。この場合、歩道の路側帯（車道側の路肩から1m以内・公安委員会による）の通行が原則です。

- ① 運転者が13歳以下の子ども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な方。
- ② 車道または交通の状況からみてやむを得ない場合。
- ③ 歩道通行可の標識がある場合。



車道寄りを走りましょう!

なお、歩道に線を引いたり、色の違う舗装をしたりした「普通自転車通行指定部分」があるときは、その指定部分を走行します。しかし、あくまでも歩道では歩行者の安全が第一で、歩行者の通行を妨げるようなときは一時停止をしなければなりません。

歩行者優先の運転を身につける

どんな場合にも歩行者が優先です。歩行者が安心して歩行できるように、自転車運

転者は安全に走行するためのルールを守りましょう。

① 飲酒運転は禁止

自転車もお酒を飲んだときは運転してはいけません。

【罰則】5年以下の懲役または100万円以下の罰金

② 夜間はライトをつける

比較的明るい夜道でも、夜間は前照灯および尾灯（または反射板）をつけます。

【罰則】5万円以下の罰金

③ 二人乗り禁止

自転車の走行中の安定を図るため二人乗りは原則禁止です。

【罰則】5万円以下の罰金もしくは2万円以下の罰金または料

※都道府県により異なる場合があります。

④ 並進禁止

並進可の標識があるところ以外は、並んで走行してはいけません。

【罰則】2万円以下の罰金または料

そのほか乗車のマナーとして、以下のことも守りましょう。

① スピードの出しすぎに注意

自転車にスピードの規定はありませんが、歩行者に安全でやさしいスピードを維持しましょう。

② ベルの鳴らし方

歩行者を追い立てるようなベルの鳴らし方はしないようにしましょう。

③ 片手運転や手放し運転は禁止

安定した走行が保てず危険です。

親子の三人乗りは要件を満たせばOK

親子の二人乗りは、6歳以下の幼児なら例外的に認められています。

また、幼児一人同乗の三人乗りに関しては、東京・埼玉・千葉・栃木・茨城・長野・新潟の各自治体の条例によって、JIS、BBA、SGのマークがついた安全基準を満たした自転車を使用し、走行者が16歳以上で、6歳以下の幼児2人を前後に乗せて走行する場合には認められています。

なお、4歳以下の乳幼児をおんぶして6歳以下の幼児を1人乗せての走行は認められませんが、4歳以下の乳幼児をおんぶして前後に6歳以下の幼児2人を乗せた四人乗りは認められていません。

子どもはヘルメットを着用

保護者は、13歳未満の子どもが自転車に乗るとき、ヘルメットを着用させるよう努めなくてはなりません。幼児を自転車に乗せるときもヘルメット着用が保護者の義務です。



事故を回避する交差点でのルールを守る

自転車事故は、交差点で多く発生しています。83.6%が自転車と自動車の事故(※1)です。出会い頭の事故、右折車・左折車との衝突など、自動車には自転車の姿が見えていないことが多いのです。

※1 資料：警察庁「自転車安全利用の推進」自転車事故の発生状況

事故を避けるためにも、自転車を運転する人は、次の点をしっかり守りましょう。

① 信号を守る

交差点では、車道を通っている場合は前方の車専用信号を見ましょう。しかし歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合はこの信号に従います。

② 交差点では一時停止する

自動車や自転車と行き違うときは、相手の運転者と目を合わせて進行を確認します。

③ 安全確認してから進む

左右の安全を確認し、スピードを落として進みます。とくに狭い道路から広い道路に出るときは安全確認し、徐行しましょう。

横断歩道の渡り方に注意

横断歩道では、歩行者がいるときには、自転車を下りて押し、歩行者の妨害をしないよう渡ります。

※ただし、横断歩道を渡る歩行者がいないときや歩行者の妨げにならないときは、安全な速度で青信号に従い自転車に乗って通行できます。

なお、道路を横断するときは、その付近または交差点に「自転車横断帯」がある場合には、そこを通行しなければなりません。

自転車の乗車ルールを覚えておこう

自転車に関しては、平成19年に道路交通法が一部改正され、平成20年度より施行されていますが、さらに平成21年7月からは新しいルールが増えました。

自転車の「傘差し運転」「携帯電話使用運転」の禁止

傘を差したり、重い荷物を担いだり、手に持ったりしての走行は、視野を妨げ、運転の安定性を失うので危険です。また、視野を妨げ、運転が不安定という同じ理由で、「携帯電話やメールをしながらの走行も禁止」されています。

【罰則】5万円以下の罰金

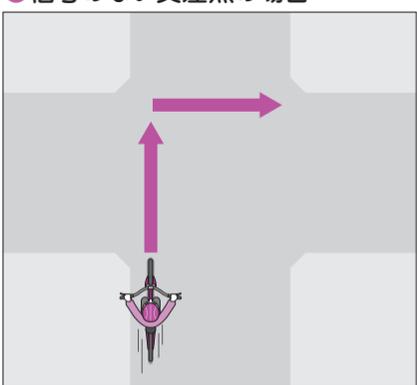
自転車による交通事故も、事故を起こせば責任を問われます。自転車の乗車ルールを身につけ、安全な乗り方を徹底させましょう。

歩行者も注意!

- ① 歩道に「普通自転車通行指定部分」がある場合は、その部分をなるべく避けて歩く。
- ② 夕暮れや夜間の黒っぽい服装は避ける。
- ③ 道を曲がる時や交差点にさしかかったときは一時停止し、安全を確認する。
- ④ 信号を守る。
- ⑤ 横断歩道を歩く。

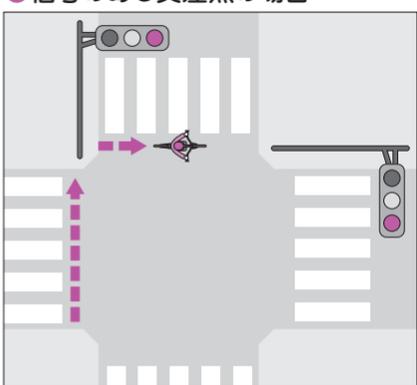
交差点は2段階右折しましょう

● 信号のない交差点の場合



安全をよく確かめて、速度を落とし2回にわたって曲がる

● 信号のある交差点の場合



前方の青信号を守って、2回にわたって曲がる

道路標識



(注)自転車の交通ルールの違反行為には罰則が定められています。今回の記事ではその中の一部を参考として掲載しました。罰金は刑事罰に関する罰則で1万円以上の場合、料金は1千円以上1万円未満の軽微な場合。
(注)道路交通法は法律なので全国共通ですが、都道府県定める交通の条例・規則等は異なる場合があります。

もしも自転車事故を 起こしたら



起こせば問われる
三つの責任

対自動車との事故は警戒しても、対歩行者との事故はあまり大きな事故に発展しないと考えがちです。しかし、他の自転車や歩行者と接触して、自分だけではなく、相手にもケガを負わせ、自転車や物などを破損することも多く、年々その割合が増加しています。

もし、道路交通法に違反して事故を起こし、相手にケガを負わせたり死亡させたりすれば自転車運転者は罰金だけでなく重要過失致死傷罪として刑事責任が問われます。被害者に対して損害賠償という民事責任を負うことにもなります。さらに、被害者に対する謝罪や就業規則に基づく処分などの社会的責任も問われます。このように自転車事故には大きな責任がかかってくるのです。



もし相手を
死傷させたら？

警視庁の発表による、自転車による加害事故例をあげてみましょう。

●女子高校生が夜間、携帯電話を使用しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突し、女性には重大な障害が残りました。これに対して、裁判所は5000万円の損害賠償を命じました。

●街灯のない線路際の道で、自転車で帰宅中の高校生が電車に気を取られて歩行者に衝突し、歩行者は死亡しました。裁判所は損害賠償金3912万円を命じました。

このように自転車事故は、相手に重大な被害を及ぼすことが少なくなく、そのときには、未成年でも数千円単位の賠償金を支払わなければならないのです。



自転車の
賠償責任保険は？

自動車事故に関しては、被害者を救済するための強制加入の自賠責保険がありますが、自転車には強制的な自賠責保険はありません。自分で事故に備えるしかないので、では、イザというときのためにどのような保障に入っておけばいいのでしょうか。

1つは、自転車事故で自分がケガをしたときのための傷害保障です。もう1つは、任意で加入する個人賠償責任保険です。個人賠償責任保険は、相手をケガさせたり、物を壊したりして損害を与えた場合に支払われます。賠償額を見てもわかるように、ひとたび自転車事故を起こせば被害者はもちろん、加害者も生命や生活に重大な損失を負うこととなります。まずは交通ルールをしっかり守り、自転車事故を起こさないようにすることが大切です。

もしも自転車事故を
起こしたら

- 1 ケガした人を救護する。できれば安全な場所に移りケガの応急処置をする。大けがなら救急車を手配する。軽いケガでも、ともに医師の診断を受ける。
- 2 自転車などは車や歩行者の邪魔にならない場所に置く。
- 3 小さな事故でも警察に知らせる。警察に届け出て、交通事故証明書を発行してもらう。のちに保険金等を請求するときにも必要になる。
- 4 相手の名前、住所、連絡先、勤務先、登録ナンバー、免許証番号などを確認しておく。
- 5 傷害保障、賠償責任保険などに加入している場合は、すぐに連絡をする。

資料 警察庁：「自転車安全利用の推進」 <http://www.npa.go.jp/bicycle/index.htm> 警視庁：「自転車の交通安全」 <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/roadplan/bicycle/anzen.htm>
埼玉県警察：「自転車安全利用のために」 <http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/> など

次号(5月号)テーマ

女性の病気～更年期障害～

CO-OP
共済
ニュース

自転車に乗ったら入ろう



たすけあい

●ケガ通院保障は1日目から保障！
1日だけのケガ通院でも請求できます！

お支払いの対象となる事例

自転車に乗っていたところ、
転んでしまい
足にすり傷を負った。
J1000円コースに加入なら、
通院日数×日額2,000円のお支払い。

サッカーで遊んでいて
ねんざした。

料理中、
包丁で指を切った。

脚立から落ちて
打撲してしまった。

お支払い事例はあくまで例です。実際のお支払いはケースバイケースとなります。

下記以外にも コースがございます	事故(ケガ) 通院 ※1	病気入院・ 事故(ケガ)入院 ※2	女性特定病気入院 ※3
ジュニア18 1000円コース	日額 2,000円	日額 6,000円	—
女性 2000円コース	日額 1,000円	日額 3,000円	左記の日額に プラス日額 5,000円
医療 2000円コース	日額 1,500円	日額 5,000円	—

※1 事故日から180日以内、1日目から90日分。
※2 ジュニア18コースは1日目から360日分。女性・医療コースは1日目から184日分。
※3 1日目から184日分。
契約引受団体/日本コープ共済生活協同組合連合会



個人賠償責任保険

(臨時費用補償および賠償事故解決特約)

●個人が日常生活における偶然な事故で法律上の賠償責任を負った場合に1事故につき1億円を上限として損害額をお支払いします。(実損払い)

お支払いの対象となる事例

自転車に乗っていたところ、
ハンドル操作を誤り、通行人
にぶつかりケガをさせた。
※過失割合に応じてお支払いします。

子ども(小学生以下)がいたずら
して他人の車にキスをつけた。

買物中手にした商品を
誤って落として、こわした。

子ども(小学生以下)が遊んでいて投げ
た石が友達に顔にあたり、ケガをさせた。

《たすけあい》に追加して加入することができます。
個人賠償責任保険のみでのお申込みはできません。

月額保険料	支払保障額	1世帯の1人が加入すれば
120円	最高1億円	家族全員保障 ※4

個人賠償責任保険は任意で加入でき、コープ共済連を団体保険契約者とする損害保険の団体契約となります。この保険契約は、加入者数や保険金支払の実績等により割引を受けた保険料を適用しています。これらの状況が変動した場合、今後、上記月額保険料(120円)および支払保障額(最高1億円)が変更となる場合がございます。変更がある場合は改めてご案内いたします。個人賠償責任保険は引受幹事会社を共栄火災海上保険(株)とし、複数の保険会社が引受を行う共同保険で、幹事会社が他の引受会社の代理・代行を行います。引受保険会社および引受割合はコープ共済連のホームページでご確認ください。(※4)《たすけあい》の契約者本人1人が加入すれば、契約者本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子が保障対象になり、日常生活における偶然な事故で法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

B1014430E0112



家族みんなのお役に立ちたいから CO-OP 共済

《たすけあい》と《あいぶらす》は異なる商品です。詳しい保障内容は加入申込書付宣伝物等をご覧ください。